

高齢者等のあんしん居住のために



# 福島県居住支援協議会の取り組み



- ・ 設立の経緯
- ・ 相談、アドバイス
- ・ 情報提供
- ・ イベント、啓発
- ・ 地域連携、調査研究

(一財)福島県建築安全機構

1

## 居住支援協議会の概要



住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法（※）第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅セーフティネット法は平成19年に施行

### ○ 概要

#### (1) 構成

- ・ 地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・ 宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・ 居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等

#### (2) 役割

- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

#### (3) 設立状況

48協議会が設立（H27.3.26時点）[37都道府県・11区市]  
 (北海道、岩手県、宮城県、山形県鶴岡市、**福島県**、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、江東区、豊島区、板橋区、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

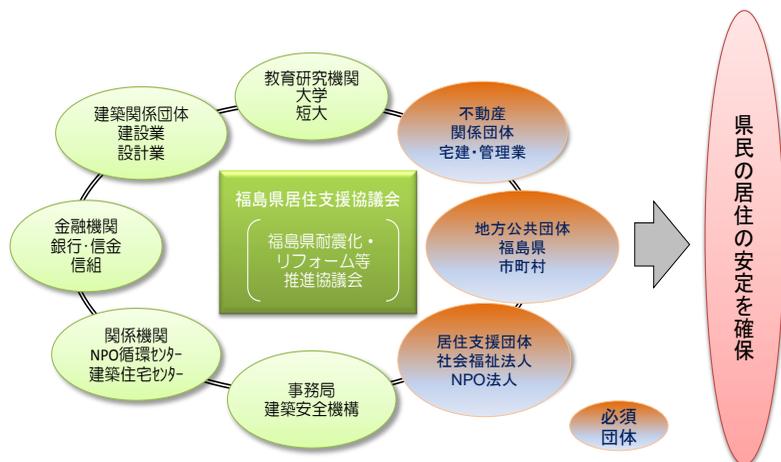
#### (4) 支援

- ・ 居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
- ・ 予算額：H27年度 重層的住宅セーフティネット構築支援事業 (2.3億円) の内数



## 福島県居住支援協議会設立の経緯

- 国の住宅セーフティネット基盤整備事業の空き家活用補助事業を活用するためには、住宅セーフティネット法に基づき**地方公共団体、不動産団体、社会福祉団体を構成員**とする居住支援協議会の設置が必須
- 住宅確保要配慮者のうち、特に被災者の住宅再建支援が急務
- 福島県は、「福島県耐震化リフォーム等推進協議会(H19.8設立・)」内に設置を要請、H24.7 協議会総会で議決
- 全国では48協議会、行政機関:24、住宅センター・公社等:15、不動産団体:6、社協・NPO:3



3

## 相談推移

年度	相談件数	調査依頼件数
H19年度(H19/8.29~H20/3.31)	118件	25件
H20年度	172件	32件
H21年度	201件	38件
H22年度	309件	42件
H23年度	1,658件	731件
H24年度 ★居住支援協議会設立	512件 (312件)	32件
H25年度	519件 (343件)	14件
H26年度	638件 (463件)	11件
合計	4,127件 (1,118件)	925件

※( )内の数字は、居住支援関係の相談件数

4

# 福島県居住支援協議会活動・広報

東日本大震災・津波被害の被害者へ  
**住宅再建・居住支援**  
 おしらせ

福島県地域型復興住宅推進協議会  
 福島県居住支援協議会

東日本大震災及び津波被害により被災避難されている皆様にお礼申し上げます。上記3団体では、福島県及び関係団体と共同で、被災避難されている方への住宅再建・居住支援（①被害者登録紹介、融資相談、事業者紹介ほか）の一環として、以下のようなイベントや相談会等の事業を行っています。電話、FAX、メールのほか、イベント会場における相談、事務局への来訪相談、仮設住宅等への訪問相談も実施しております。

お立ちプラン集や「プリント」もご提供いたしますので、ぜひお立ちプラン集のご提供ください。また、お立ちプラン集や「プリント」集等をご希望の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。  
 ■イベント等

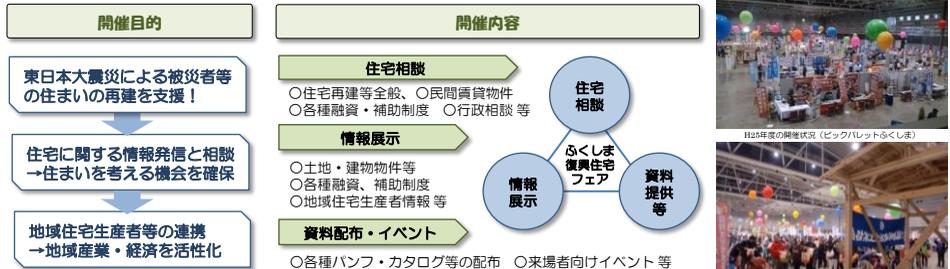
開催日時	会場	備 考
10.07.12(土) 12:00~15:30	東京都・ふるさと暮らしセンター（東京都文京区）	
10.08.23(金)24(土)	那須市・ビッグレットふくしま	
10.09.20(土)21(日)	磐前市・磐前ジャズモール	
10.10.04(土)05(日)	福島市・ウィル福島（福島駅前）	
10.11.14(土)15(日)	いわき市・いわき市民センター 第1会議室	
10.05.14(土) 15(日)	いわき市・いわき市民センター 第1会議室	
10.06.21(土) 22(日)	いわき市・いわき市民センター 第2会議室	
10.07.12(土) 13(日)	磐前市・磐前ジャズモール	
10.08.09(土) 10(日)	いわき市・いわき市民センター 第2会議室	
10.08.30(土) 31(日)	いわき市・いわき市民センター 第2会議室	
10.09.21(日)	磐前市・磐前ジャズモール（仮）	

※1 住宅再建相談については、事務局の手続きを要します。9月21日9時以降受付。  
 事務局（仮）※1：いわき市復興センター心と体健康 TEL: 024-521-5457 9時~17時（土日祝日除く）  
 ※2 住宅再建相談会では、被災者ご自身の希望やニーズに応じて、個別の相談を行います。  
 ■福島県地域型復興住宅推進協議会事務局  
 福島県地域型復興住宅推進協議会（（一社）福島県建築士事務所協会内）  
 TEL: 024-521-4033 FAX: 024-521-0807  
 福島県居住支援協議会・福島県居住支援協議会事務局  
 TEL: 024-563-6213 FAX: 024-529-5274  
 ※上記の開催日時は、上記の通り変更の可能性があります。

避難世帯5万戸にDM配布

## ふくしまみんなの住宅フェア2014(H24から開催)

～住まいに関する様々な情報や個別相談～



- 平成26年度開催日程**
- 1 郡山会場 平成26年8月23日（土）～24日（日） ビックレットふくしま
  - 2 南相馬会場 平成26年9月20日（土）～21日（日） 南相馬ジャズモール
  - 3 福島会場 平成26年10月4日（土）～5日（日） ウィル福島（福島卸商団地）
  - 4 いわき会場 平成26年11月1日（土）～2日（日） いわき市体育館

来場者約5,300人・相談相談約2,800件  
 協賛（福島県居住支援協議会＜事務局＞、（一財）福島県建築安全機構、（一財）福島県電力活用推進協議会、（一財）ふくしま建築住宅センター、福島県地域型復興住宅推進協議会、（一財）ふくしま建築住宅センター



## 被災者の安定居住に係る調査研究

### H24:生活保護住宅扶助費代理納付実態調査

不動産団体との意見交換で、生活保護受給者の住宅扶助費の代理納付ができれば、賃貸住宅の入居仲介斡旋が可能であるとの意見があり、福島県及び市町村の実態調査を行った。

### H25:借り上げ住宅の3者(入居者・所有者・事業者)アンケート

3者から、入居期間終了時期、契約、退去手続き、原状回復クレーム等々について多くの相談、問い合わせがあり、問題解決の一助とするため、3者のアンケート調査を行い、入居者向けのパンフレットを作成配布した。

### H26:高齢者等地域見守りネットワーク形成事業

- 見守りネットワーク形成に係る実態アンケート
- 地域の共助を考えるシンポジウム

「友と住まい、ともに住まう」をテーマに、(公財)さわやか福祉財団会長の堀田力氏が「社会的弱者を見守る地域の力」と題して講演した後、長島復興副大臣始め5名でパネルディスカッションを行った。

9

## 被災者の今までとこれから

福島県避難者の状況

単位(人)

年度	月日	県内避難者	県外避難者	避難者計
平成23年度	3月8日	97,946	62,831	160,777
平成24年度	3月7日	97,072	56,920	153,992
平成25年度	3月13日	84,221	47,683	131,904
平成26年度	8月14日	79,000	47,149	126,149
平成27年度	3月15日	71,755	47,219	118,974

※復興庁「全国の避難者等の数」から

10

福島第一原発事故から1年6カ月

震災後の異動状況

県人口

2,025,461人 (H23.2.1)  
⇒1,964,210人 (H24.8.1)

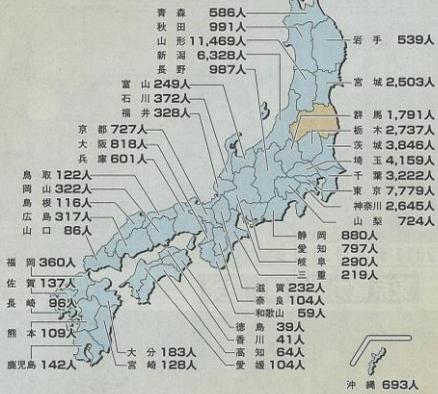
県内避難者数

仮設住宅: 32,705人・14,311戸  
借上住宅: 61,018人・24,967戸  
公営住宅: 1,249人・386戸  
雇用促進住宅  
公務員宿舎 } 5,356人・1,568戸

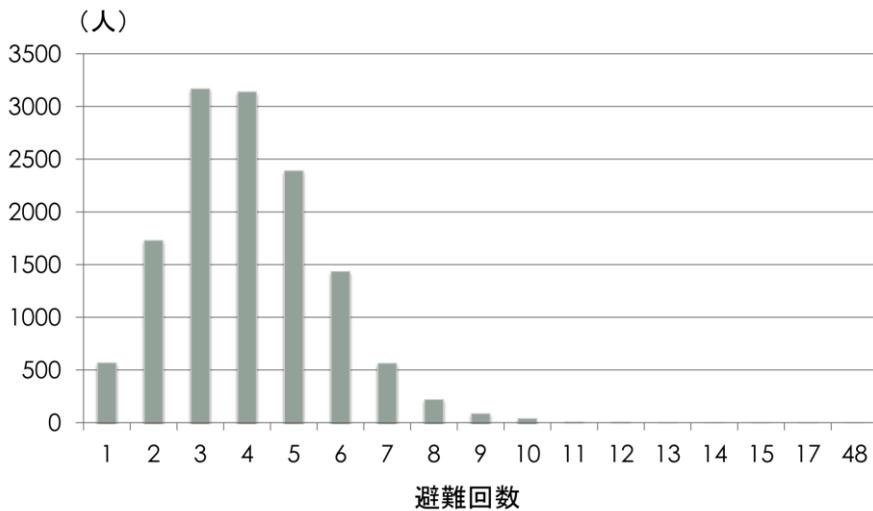
県外への避難状況

8月2日現在(県発表)

60,878人

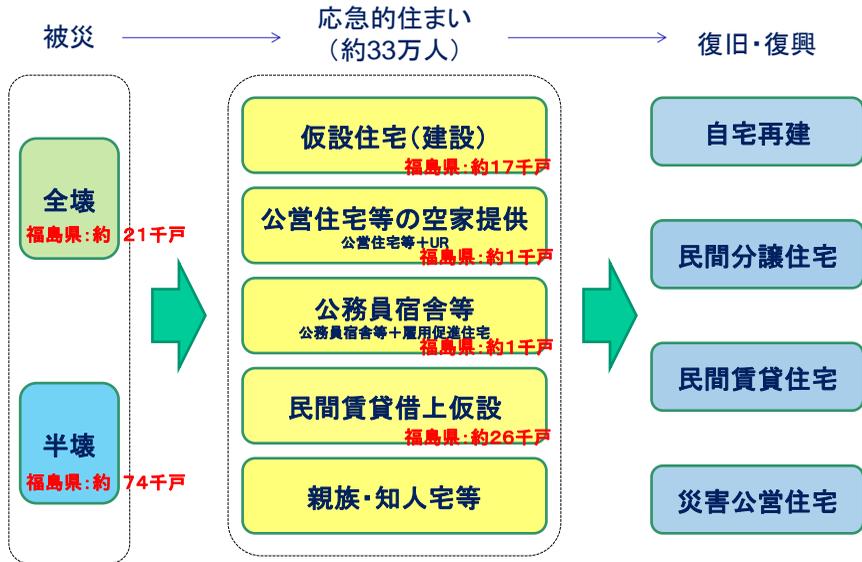


これまでの避難回数：全体分布



調査代表者：福島大学災害復興研究所・丹波史紀（以下同じ）

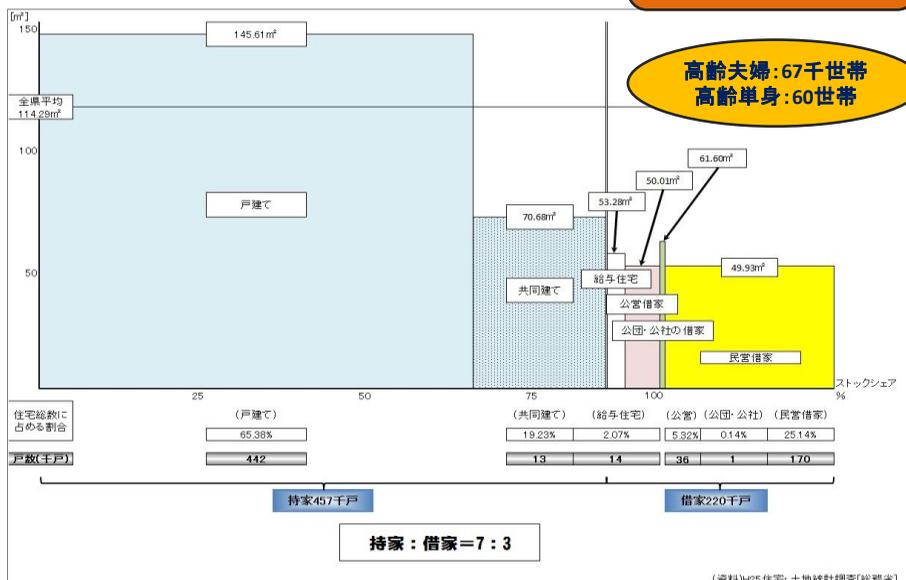
# 住宅復興の一般的なプロセス



## ■福島県の住宅ストックの現状

- ◇H25の借家割合は、3割。借家のうち民営借家は約8割
- ◇持ち家に比較して借家の床面性は非常に小さい。

住宅総数: 78万戸  
空家家: 92千戸 (11%)



# 福島県住生活基本計画 H25.12

6,491戸⇒7,701戸(H27.8)

9,640戸

33,670戸

■復興住宅(公共・民間)の必要戸数【表1】 ※必要戸数は被災者への意向調査等に基づく推計値

被災者の区分	居住形態	復興公営住宅等	自立再建		その他 親戚等・未回答	仮設住宅等 へ居住する 被災世帯合計 (県内・県外)
			民間賃貸住宅	民間持家住宅 (新築・補修)		
A	地震・津波災害(注1) (り災者)	2,691戸 (1)	840戸 (2)	5,170戸 (3)	-戸 A計-Σ【①~③】	8,700戸(注2) A計
B	原子力災害(注3) (居住制限者)	3,700戸 (4)	6,200戸 (5)	12,400戸 (6)	13,700戸 B計-Σ【④~⑥】	36,000戸(注4) B計
C	避難解除区域等(注5) (自主避難者含む)	100戸 (7)	2,600戸 (8)	16,100戸 (9)	-戸 C計-Σ【⑦~⑨】	18,800戸(注6) C計
						総計63,500戸 (14万7千人)



資料:福島県(平成25年8月30日)  
※復興公営住宅等の整備戸数は、  
平成25年10月17日現在

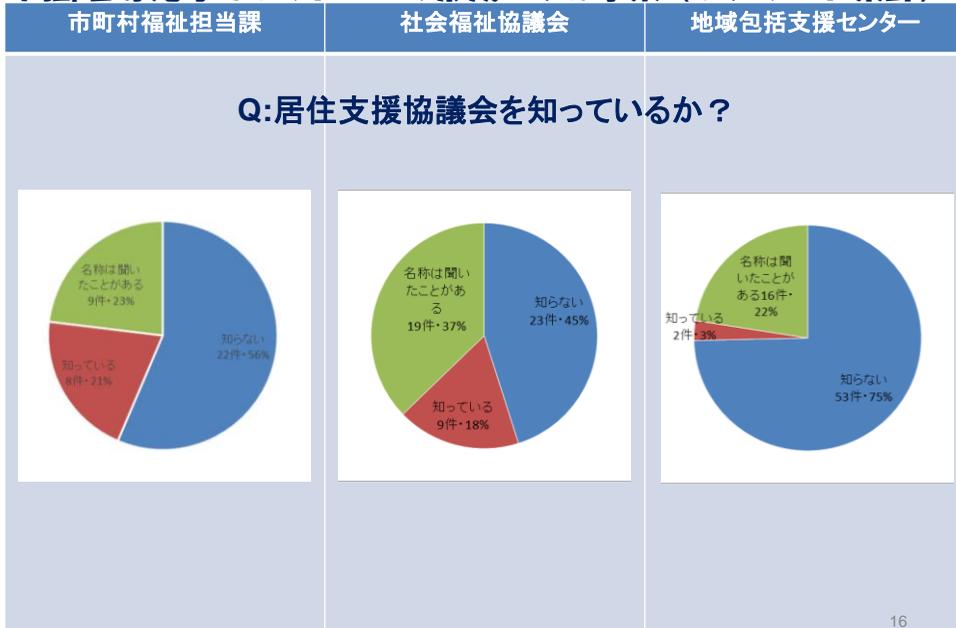
住替えが主 補修・除染が主

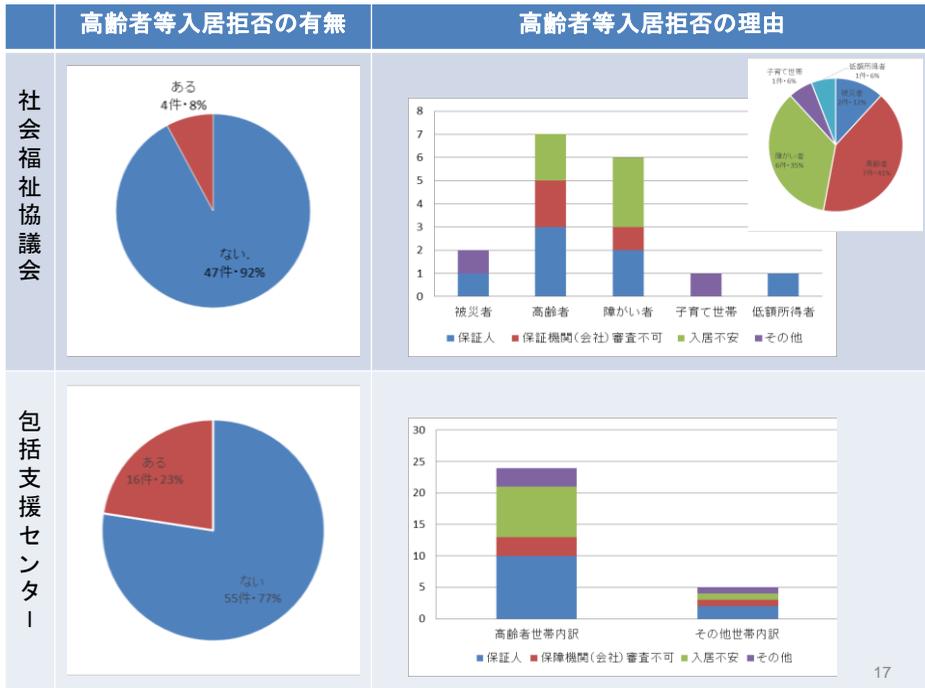


(注1) 地震・津波災害の必要戸数は、り災市町村による計画・想定戸数の累計。  
(注2) 避難指示区域のり災未確認世帯を除く。また、避難解除区域のり災確認世帯を含む。  
(注3) 原子力災害の必要戸数は、避難住民意向調査の結果等を踏まえた第一次の計画であり、今後、再度の住民意向調査や意向確認作業等による修正を重ねながら精度を高め、第二次、第三次と計画を見直していく。  
「居住制限者」とは、福島復興再生特別措置法第29条の規定による居住制限者(避難指示区域(構造困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域)に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者)のことをいう。  
(注4) 避難指示区域から仮設住宅等へ避難中の世帯。(居住制限者)  
(注5) 避難解除区域等の復興公営住宅等(⑦)は、避難指示区域以外の区域で市町村が整備する公的賃貸住宅の必要戸数であり、同区域における民間賃貸住宅(⑧)や民間持家(⑨)は、主に住替えや除染が必要な戸数と考えられる。  
(注6) 上記(注2)、(注4)以外で避難中の世帯。(自主避難者、旧緊急時避難準備解除区域からの避難者)

復興公営住宅等の整備 & 自立再建の支援

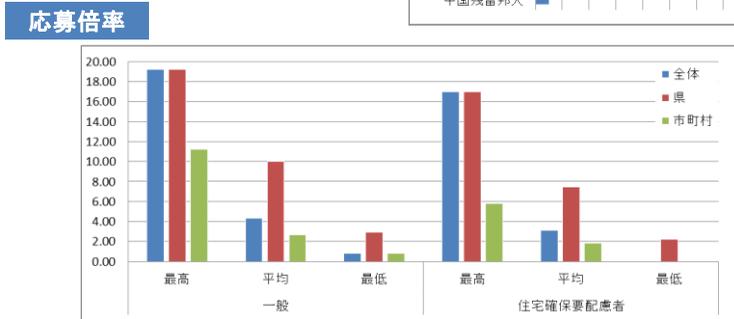
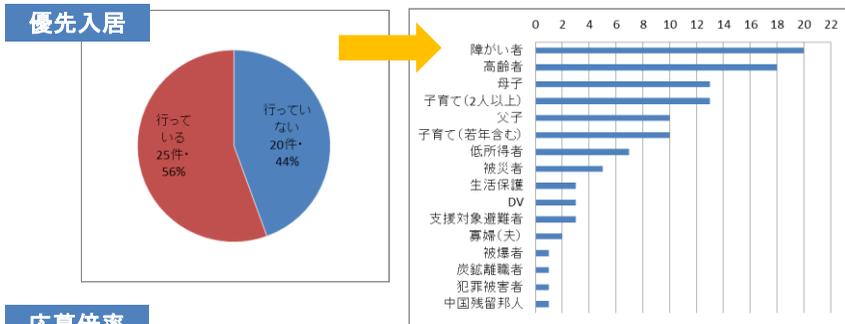
## H26調査研究 高齢者等見守りネットワーク形成モデル事業 (アンケート集計)



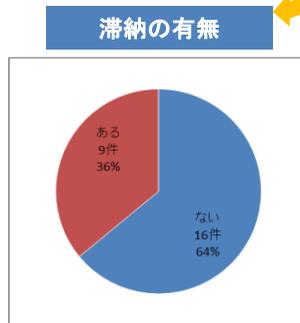
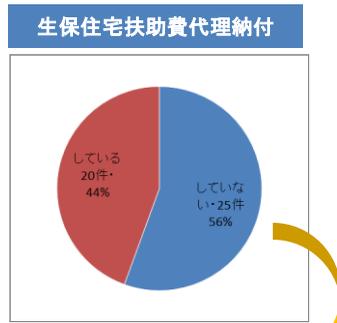
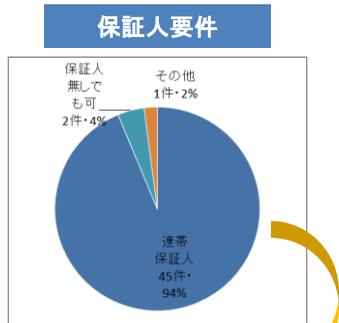


17

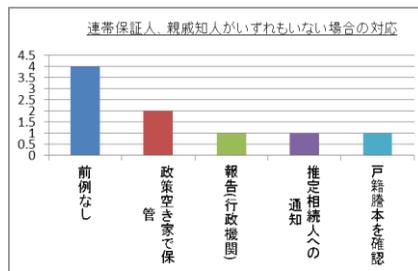
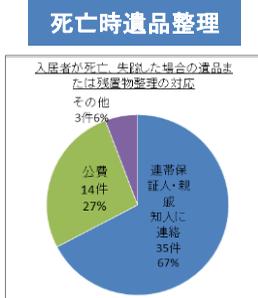
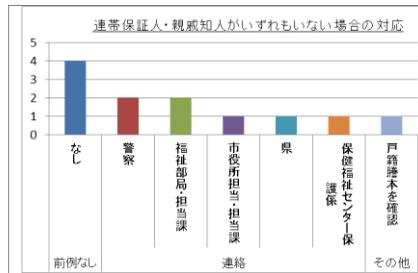
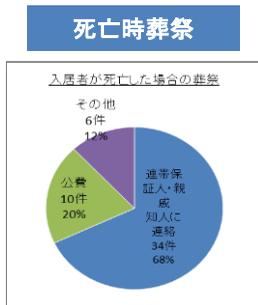
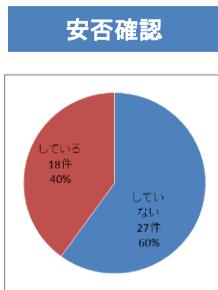
## 公営住宅入居関係



18



19

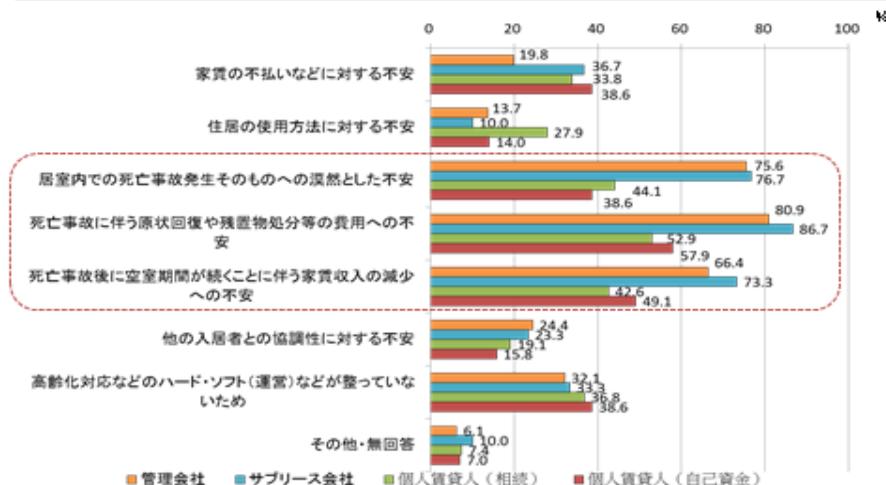


20

## 高齢者の賃貸住宅入居に係る環境

### 【高齢者の入居を制限する理由(複数回答)】

高齢者への入居制限を行っている家主・事業者は、管理会社(47.0%)、サブリース会社(34.9%)、仲介従業者(41.7%)、個人賃貸人(相続:13.6%、自己資金:11.4%)となっている。  
その理由は・・・



[出典]三菱総合研究所(2013)『高齢者等の居室内での死亡事故等に対する賃貸人の不安解消に関する調査報告書』

## 平成27年度の取り組み

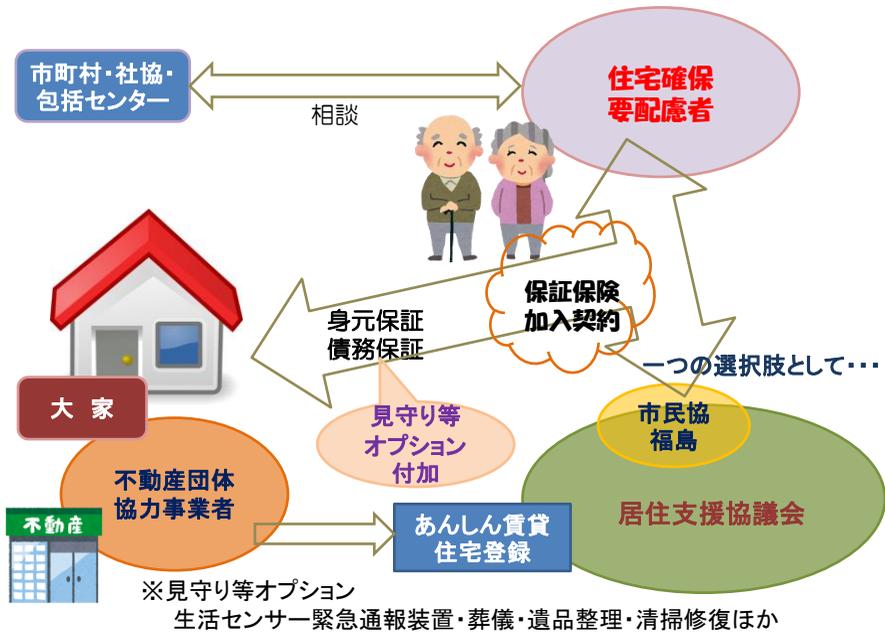
### 1. あんしん賃貸住宅登録制度(仮称)

- 本県の高齢者世帯は127千世帯(平成22年度国勢調査)
- H23.3.11の東日本大震災以降、仮設住宅等への入居による世帯分離により更に増加。
- 従前から高齢者等の賃貸住宅入居拒否に係る相談が寄せられている。
- 平成26年度に実施した高齢者等の見守りに係るアンケート調査においても、このような実態が確認された。
- 仮設住宅の入居期限終了により、被災者個人が保証人の確保を余儀なくされ、新たな住宅確保問題が懸念される。

⇒不動産事業者関係団体と連携して、  
高齢者等の賃貸住宅安心入居に係る  
システム構築を行う。



## あんしん賃貸住宅登録制度スキーム（案）



## 高齢者等地域見守りネットワーク(継続)

